

鳥致院女子中学校の皆さんへ

韓国の鳥致院女子中学校の皆さん。41通の葉書をありがとう。一枚一枚、読ませてもらいました。葉書の中には、「これ以上、日本の学生達に歪曲した教科書で教えるはいけない。日本の学生のためにも正しく、良い歴史を教えましょう」といった意見や、「日本の学生が日本政府に、誤った嘘の内容が書かれた教科書だと抗議すべきだ」と書いてくれた人もいて、少し驚いています。皆さんからの葉書には、竹島を日本の領土とする日本の歴史理解は間違っていると書かれています。その証拠として挙げていた文献と古地図は、皆さんが学んでいる『独島を正しく知る』と同じものです。

その中で、鳥致院女子中学校の皆さんが多くあげていた証拠が、『三国史記』の記録です。『三国史記』（「智証王十三年条」）に、于山国が新羅に編入されたとする記事があるので、新羅の異斯夫が于山国を征服した時、独島も512年に韓国領になったというのです。

しかし皆さんは、実際に『三国史記』の記事を読んだことがありますか。そこには于山国についての説明があり、「或は名を鬱陵島といい、地方一百里」と記されています。これは于山国が鬱陵島であったこと、于山国の範囲は「地方一百里」で、その広さは行政区域の「郡県」程としています。「地方一百里」の于山国には、独島は含まれていませんでした。

それを示しているのが『三国遺事』（「智哲老王」）の記録です。この『三国遺事』の智哲老王は、『三国史記』の「智証王」と同じ人物で、『三国遺事』にも新羅の異斯夫に関する記事が載っています。その『三国遺事』をみると、于山国の周囲は「周回二万六千七百三十歩」だったと明記されています。ここで「周回」というのは、于山国一周が「二万六千七百三十歩」あったということです。一歩は大体1.6メートルとされているので、于山国一周は42,768メートルとなります。この数字は、鬱陵島一周の距離とほぼ同じです。『独島を正しく知る』などでは、独島を鬱陵島の属島としていますが、『三国史記』の「地方一百里」や『三国遺事』の「周回二万六千七百三十歩」によると、于山国は鬱陵島一島だったことが明らかです。それに『三国史記』には、独島が鬱陵島の属島であったとは書かれていないのです。

皆さんが韓国の領土とする独島は、その于山国から87.4キロも離れています。『三国史記』を根拠として、独島は512年から韓国領であったとは、言えないのです。では独島が于山国に含まれ、鬱陵島の属島とする証拠はあるのでしょうか。

これは1770年に作られた『東国文献備考』に、「鬱陵・于山は皆な于山国の地で、于山は倭の所謂松島だ」と記されていることから、韓国の研究者たちは、『世宗実録』「地理志」や『新增東国輿地勝覧』にある于山島を独島としてきました。

しかしこの『東国文献備考』についても、『三国史記』の「地方一百里」や『三国遺事』の「周回二万六千七百三十歩」と同様、歴史の事実によって検証する必要があります。

それは于山島を松島（竹島）だと証言したのは、安龍福という人物だからです。安龍福は1696年6月、日本の鳥取藩に密航し、帰還後、朝鮮政府の尋問に対して、「鳥取藩の藩主と交渉して、鬱陵島と独島を朝鮮の領土にした」と供述しています。この安龍福の供述の真偽については、調べてみる必要があります。それは安龍福が鳥取藩に密航して来る前年、江戸幕府は鳥取藩に対して、鬱陵島と松島は鳥取藩の領地かと問い合わせていたからです。これに鳥取藩は1695年12月、鬱陵島と松島は鳥取藩の領地ではない、と回答しています。そこで江戸幕府は1696年1月、鬱陵島は

朝鮮に近いという理由で、大谷・村川両家に対して、鬱陵島への渡海を禁じました。その時、幕府は、大谷家と村川家に与えていた鬱陵島への「渡海免許」を回収しています。幕府が許可したのは、鬱陵島への渡海だったからで、朝鮮との間で争点になっていなかった松島（現在の竹島）を朝鮮領としたわけではありません。

安龍福が鳥取藩に密航して来るのは、江戸幕府が鬱陵島への渡海を禁じた5ヵ月後の1696年6月です。この時、鳥取藩では幕府の指示に従って、安龍福一行を放逐しています。その事実は、韓国の「東北アジア歴史財団」が出版した文献（『因幡国江朝鮮人致渡海候付豊後守様へ御伺被成候次第并御返答之趣其外始終之覚書』）で確認できます。歴史の事実として、安龍福は、鳥取藩の藩主と交渉をすることもなく、追放されていたのです。

ですが朝鮮に帰還した安龍福は、鬱陵島で遭った日本の漁民に、「松島は即ち于山だ。これもまた我国の地である」と叱責し、「鳥取藩の藩主と直接交渉して、鬱陵島と松島を朝鮮の領土にした」と供述していたのです。

この安龍福の証言についても、皆さんよく考えてみてください。江戸幕府が鬱陵島への渡海禁止を命じたのは、安龍福が鳥取藩にやって来る5ヶ月前です。安龍福が鳥取藩に来た時には、すでに鬱陵島への渡海が禁じられていました。安龍福が鳥取藩に密航してきたことと、江戸幕府が鬱陵島への渡海を禁じたこととは、まったく関係がないのです。

その安龍福の証言が載せられているのが、『肅宗実録』です。これは鳥取藩によって追放された安龍福が、帰還後、罪人として朝鮮政府の取調べを受けた際の供述調書の一部で、安龍福の証言が歴史の事実ということではないのです。

この安龍福の供述についても、そのまま解釈するのではなく、証言の内容が事実であったのか、他の文献や史料で確かめてみる必要があります。その作業を「文献批判」といいます。歴史の研究をする際には、文献批判が欠かせないのです。皆さんも「日本の教科書は歪曲している」とする前に、皆さんが証拠と考えている「太政官指令」や「勅令第41号」等についても、「文献批判」を試みてはいかがでしょうか。

独島は512年から韓国領であったとする主張には、根拠がありませんでした。また安龍福が鳥取藩の藩主と交渉して、鬱陵島と独島を朝鮮領としたとする供述も、事実ではありませんでした。これは「独島は我が領土」と主張する前に、皆さんが「独島は韓国領だ」とする証拠についても「文献批判」を行なって、事実を明らかにする必要があると思うのですが、皆さんはどのように考えますか。他人の意見に盲従するのではなく、自分の目を見て確認し、自分で考える習慣を身につけることが大切です。

皆さんからはその「文献批判」の成果について、報告を待っています。鳥致院女子中学校の生徒の皆さん、私にまたお便りをください。

平成30年12月11日

第4期島根県竹島問題研究会座長 下條正男